



制度で

市民のみなさん  
のお声を、お聴  
かせください。

## 募集期間

令和4年(2022年)1月7日(金)  
から2月7日(月)まで

パブリック・コメント制度は、  
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから  
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう  
という制度です。(宝塚市市民パブリック・コメント条例)

交通事故のない宝塚を目指して  
ともに考えてみませんか？

宝塚市では、

「第11次宝塚市交通安全計画」(案)

について、市民のみなさまからのご意見  
を募集しています。



(お問合せ先)  
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号  
宝塚市役所 都市安全部 生活安全室 防犯交通安全課  
Tel 0797-77-2020 Fax 0797-71-3336

## 第11次宝塚市交通安全計画(案)への意見募集について

### 1 第11次宝塚市交通安全計画とは

この交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき5ケ年毎に策定するもので、宝塚市においてもこれまでの10次の計画を検証のうえ、国・兵庫県の交通安全計画を反映し、また、第6次宝塚市総合計画の基本構想に掲げるめざすまちの姿「犯罪や交通事故がなく、誰もが安全・安心に暮らしている」の実現に向けて、交通安全にかかる分野別計画として、令和3年度から令和7年度までの第11次宝塚市交通安全計画を策定するものです。

### 2 第11次宝塚市交通安全計画（案）策定の経過

この計画（案）の策定にあたり、知識経験者1人、交通安全に関係する行政等の職員等2人、公募による市民1人の合計4人の委員により2回の懇話会が開催され、意見交換が行われました。（委員名簿は別添のとおり）

### 3 第11次宝塚市交通安全計画（案）のポイント

#### ① 趣旨・目的・背景

交通安全について、国及び地方公共団体、車両等の使用者、運転者、並びに乗務員の責務を明らかにし、交通安全行政の必要な体制を確立し、交通事故のない安全な地域社会創造の願いのもとに、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されました。

これに基づき、昭和46年以降、国では交通安全基本計画を、また兵庫県では交通安全計画を作成、本市においても、国・県の計画に基づき過去10次にわたる宝塚市交通安全計画を策定し、各関係機関、団体等と連携、協力しながら交通安全対策を推進し、市民生活の安全を守るため交通事故防止に努めてきたところです。

#### ② 考え方・論点

交通死亡事故の撲滅を図る他、高齢者や子どもをはじめとする交通弱者の交通安全対策を強化します。

また、平成25年度に施行した「宝塚市自転車の安全利用に関する条例」、平成27年度に施行された兵庫県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく自転車の安全利用に関する諸施策の推進を図ります。

#### 4 意見募集の目的

第11次宝塚市交通安全計画（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、第11次宝塚市交通安全計画（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 第11次宝塚市交通安全計画（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 第11次宝塚市交通安全計画（案）の概要
- ④ 第11次宝塚市交通安全計画（案）

#### 5 第11次宝塚市交通安全計画（案）の公表方法について

市ホームページ（<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>）の都市安全部生活安全室 防犯交通安全課のページのほか、市役所2階の防犯交通安全課、1階の市民相談課、及び各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。

#### 6 意見の募集期間

令和4年（2022年）1月7日（金）から令和4年（2022年）2月7日（月）まで

#### 7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所防犯交通安全課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和4年（2022年）2月7日（月）必着とします。

ただし、電話などによる口頭での意見提出はできません。

#### 8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 （住所記載不要）「市役所 都市安全部 生活安全室 防犯交通安全課」

電話番号 0797-77-2020

ファクシミリ 0797-71-3336

電子メールアドレス m-takarazuka0034@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号（防犯交通安全課は市役所2階です。）

## 9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所2階の防犯交通安全課、1階の市民相談課、及び各サービスセンター・サービスステーションで配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別の回答はしませんのでご了承ください。

## 10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

第11次宝塚市交通安全計画策定懇話会委員名簿

	要綱第4条 による区分	氏 名	所 属
座 長	知識経験者	吉田 長裕	大阪市立大学大学院工学研究科准教授
委 員	行政機関等	正置 好章	宝塚警察署交通課長
委 員	行政機関等	白石 朋康	宝塚交通安全協会会長
委 員	公募市民	村山 謙二	公募市民

第11次宝塚市交通安全計画(案)に対する意見

○氏名または名称 \_\_\_\_\_

○住所または所在地 \_\_\_\_\_

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤  市内在学  その他

○連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_ (メールアドレス) \_\_\_\_\_

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

第11次宝塚市交通安全計画(案)の全般に関すること

特定の部分に関すること

\_\_\_\_\_ページの\_\_\_\_\_行目からの部分

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】令和4年(2022年)2月7日(月)必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 都市安全部 生活安全室 防犯交通安全課 (市役所2階です。)

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1 TEL: 0797-77-2020 FAX: 0797-71-3336

E-mail: m-takarazuka0034@city.takarazuka.lg.jp

# 第11次(R3~R7)宝塚市交通安全計画(案)の概要

## 現状

令和2年中の交通事故死者数(24時間以内死者)は2人、負傷者数は448人(うち重傷者数44人)であり、令和元年中の死者数2人、負傷者数689人(うち重傷者数43人)と比較して負傷者が減少した。

また、第10次交通安全計画期間中(H28~R2)の踏切事故件数については0件であった。

## 基本理念

### 1 交通事故のない宝塚を目指して

真に豊かで活力のある宝塚を構築していくためには、その前提として市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要である。人命尊重の理念に基づき、交通事故のない宝塚を目指すとともに、悲慘な交通事故の根絶に向け、各般の取組を進める。

### 2 人優先の交通安全思想

「人優先」の交通安全思想を基本とし、歩行者、高齢者、子ども、障害(がい)者等の交通弱者の安全を一層確保する。

### 3 高齢化が進展しても誰もが安全に移動できる社会の構築

高齢になっても安全に移動することができ、安心して暮らせる社会を構築することを目指す。

## 基本的な考え方

- 高齢者、子ども、障害(がい)者等の交通弱者の安全確保
- 歩行者の安全確保
- 自転車の安全確保
- 地域の実情を踏まえた施策の推進
- 役割分担と連携強化
- 交通事故被害者等の参画と協働
- 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

## 目標

- 1 市内の交通事故による死者数を減少させる。
- 2 市内の交通事故による重傷者数を減少させる。
- 3 市内の自転車事故件数を減少させる。
- 4 市内のゾーン30を増設する。
- 5 市民の自転車乗車用ヘルメットの着用率を向上させる。

## 対策を考える視点

### 1 高齢者、子ども、障害(がい)者等の交通弱者の安全確保

高齢者、子ども、障害(がい)者という交通弱者に配慮した道路交通環境の形成

### 2 歩行者の安全確保

歩行者という交通弱者に配慮した道路交通環境の形成

### 3 自転車の安全確保

平成25年制定「宝塚市自転車の安全利用に関する条例」等の啓発促進

### 4 生活道路における安全確保

生活道路の交通環境整備や安全走行対策及び幹線道路の交通円滑化の推進

### 5 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対応の促進

交通実態や交通事故の詳細な分析による効果的な対策の実施

### 6 地域ぐるみの交通安全対策の推進

交通事故情報の提供等による、住民主体の交通安全対策意識の醸成

## 講じようとする施策

### ① 道路交通環境の整備

- ・速度規制、歩道整備等による安全な歩行空間の確保と「宝塚市通学路交通安全プログラム」の推進
- ・適切に機能分担された道路網の整備や事故危険箇所対策の推進
- ・駅や公共施設周辺、主要な道路における歩道等の面的・連続的なバリアフリー化と無電柱化の推進
- ・安全で快適な自転車通行空間の整備や自転車等の駐車対策の推進
- ・「宝塚市地域公共交通総合連携計画」による公共交通機関の利用促進や交通結節機能強化
- ・橋梁の耐震化や代替道路の整備推進等による信頼性の高い道路ネットワークの確保
- ・路上遊戯等による交通事故防止に資する子どもの遊び場等の確保や道路上の不法占用物件の排除

### ② 交通安全思想の普及徹底

- ・幼児から高齢者、保護者、交通ボランティア、障害(がい)者、外国人、また地域や企業等に対する交通安全教育の推進や指導者の養成
- ・「宝塚市自転車の安全利用に関する条例」等の啓発促進や自転車安全教室等の開催、「自転車安全利用推進員」による自転車安全利用に関する啓発活動の推進
- ・警察、関係機関との連携による交通安全に関する啓発活動の推進

### ③ 救助・救急活動の充実

- ・市外の消防機関等との連携による救助・救急体制の充実や消防機関等が行うAED講習会等の普及啓発活動の推進、救急救命士の養成等の促進、救助・救急隊員の教育訓練の充実
- ・救急医療機関、消防機関等の関係機関における連携・協力関係確保の推進と救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化

### ④ 被害者支援の充実と推進

- ・自転車の損害賠償責任保険への加入徹底
- ・交通事故相談活動・被害者支援情報等の周知